

# 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」の概要

## **1 改正の趣旨・目的**

台湾の居住者に係るワーキング・ホリデー制度については、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」（平成2年法務省告示第131号。以下「特定活動告示」という。）において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第7条第1項第2号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを定めているところ、今般、台湾側との交渉を踏まえ、ワーキング・ホリデー制度を一部見直し、当該活動に関する規定を改正するものである。

## **2 改正の概要**

台湾の居住者に係るワーキング・ホリデー制度について、当該者に係る活動に関し、現行の「以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと」という要件を、「以前にワーキング・ホリデー査証の発給を二回以上を受けていないこと」とすることとし、その旨特定活動告示を改正することとした。

## **3 今後の予定**

公布日：令和8年1月下旬（予定）

施行日：令和8年2月1日